

学校施設・設備等における災害等の報告要領 教育財務課

【対象となる事案】

(1) 報告対象となる事案

災害等に伴う学校及び関連施設の被害

※ 補助事業対象の有無に関わらない（ただし、復旧に要する経費が1校あたり概ね40万円を超える事案を目安とする）

(2) 参考規定等

○災害復旧事業の迅速な実施について

（平成16年10月20日16施企第21号 文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課長通知）

【学校の対応】

(1) 報告の手順

| 手 順 | 方 法 | 様式等 |
|------|---|--|
| ① 報告 | 事案発生後速やかに、その時点で判明している状況について、各市町村の定めにより、市町村教育委員会へ報告する。 | 【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報） ※様式は各市町村の定めによるが、参考までに、市町村教育委員会から県教育事務所への様式を示す。 |

※羽島郡二町教育委員会の管内学校は、町の学校施設主管課とも調整する。

【市町村教育委員会等の対応】

- 市町村教育委員会等（学校施設主管課）は、災害発生時に、被害状況をとりまとめ、別紙様式3「学校施設・設備被害報告書（速報）」により教育事務所及び教育財務課まで、電子メールまたはFAXで報告し、確認の電話をする。
- 補助事業対象の有無に関わらず報告することとし、1校1行で作成する。
（被害が多い場合は、行の高さを広げて記入する。）
- 本様式は、文部科学省の災害復旧事業『被害金額報告書（速報）』を兼ねており、報告があった内容を県から文部科学省へ報告するものである。
- 対応に当たっては、関係者と調整のうえ、学校施設主管課を通じて報告する。

【教育事務所の対応】

- 教育事務所は、災害発生時に、各市町村教育委員会からの報告が届くので、情報共有願いたい。
※市町村教育委員会等は、同時に教育財務課へ報告するため、教育事務所から教育財務課への報告は不要とする。

